

2016年(平成28年)2月11日 木曜日

Q 従業員が業務中に自動車事故を起こし、相手方がけがをしました。会社に責任は生じますか。また、通勤中の事故の場合はどうですか。社用車とマイカーで違いがありますか。



み使用されていたが、会社がマイカー通勤を容認していた場合は、会社の責任を認める裁判例と否定する裁判例に分かれます。

従業員の対人自動車事故

業務中は、会社に責任

通勤手当の負担など会社の関与の度合いにより分かれています。マイカーが会社の業務に使われていた場合には、原則として会社は責任を負います。なお従業員がけがをした場合は、従業員の損害については労災の対象となり、会社に安全配慮義務違反が認められれば、会社は従業員に対し損害賠償責任を負うことがあります。

A 従業員が業務中に起こした事故については、社用車、マイカーに関わらず、会社は原則として相手方に対し損害賠償責任を負います。

重要なことは、万が一に備えてマイカーを使用している従業員の任意保険の加入をチェックすることです。例えば、対人無制限となっているか、プライベート使用のみという条件が付されていないかなどです。

通勤中の事故については、社用車の場合、原則として損害賠償責任を負い、マイカーの場合には場合分けが必要です。マイカーが会社の業務には使用されず通勤のみ使用されており、会社がマイカー通勤を容認していなかった場合は、原則として会社は責任を負いません。

会社でマイカー通勤の規定を作成するのも一案です。会社が従業員にマイカー使用を認めない場合は、使用を黙認していたということにならないよう、使用禁止を形として残すため、文書で従業員に周知するとよいでしょう。

(弁護士 松田健太郎)